

## 富山県企業局清掃及び警備業務委託最低制限価格実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県企業局が発注する清掃及び警備業務委託の競争入札における最低制限価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。））を適用する入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象業務委託)

第2条 本制度の対象となる業務委託は、富山県企業局が発注する予定価格が200万円を超え1,000万円未満となる清掃及び警備業務（機械警備を除く。）とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、当該業務委託の予定価格に100分の75を乗じて得た金額とする。

(入札参加者等への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札公告及び入札説明書等に、最低制限価格制度を適用する旨を記載する。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、当該同価格の入札についてくじを行い、落札者を決定する。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から適用する。